

問い合わせ先  
 県土マネジメント部建設業・契約管理課  
 公共工事契約管理係  
 0742-27-7425

## 平成30年度 第3回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成31年2月20日（水） 奈良商工会議所 4階 小ホール	
委員	委員長 池田 辰夫 福井 英之 藤平 眞紀子 槇村 久子 三浦 晴彦	
審議対象期間	平成30年8月1日～平成30年11月30日	
抽出案件	7 件	(備考) ○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置状況、入札契約制度の適正化に係る取組状況並びに談合情報の対応等について説明
一般競争入札	6 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次 頁 以 降 参 照	
委員会による意見具申又は勧告の内容	<p>○抽出案件については、不正を疑わせる内容もなく、概ね妥当であると考え。</p> <p>○今後とも入札制度の不断の改革に努めることとし、更なる競争性・透明性・公平性を確保し、技術評価を絡めるなどの方法により、県内優良業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、価格と品質で総合的に優れた調達が確保されるよう、引き続き検討・見直しを進めていただきたい。</p> <p>○今後も県民の信頼に耐えうる入札制度の更なる改善に努めていただきたい。</p>	

質 問	回 答
<b>案件1(一般県道山添桔梗が丘線 道路復旧工事(道路災害復旧事業))</b>	
○1者についての失格理由が提出書類の一部記載漏れとのことであるが、どの程度までを失格としているのか。	●記載が必要である部分が漏れていたら失格としている。
○それは考えられないような部分についての記載漏れだったのか。	●ご指摘の通り。
○もう1者については、技術者の要件を満たさず失格とのことだが、そもそも要件を満たしていなくても入札に参加できるのか。	●技術者要件は事後確認となっており、入札には参加できる。本件では、事後審査で要件不足が確認された。業者の認識不足である。
<b>案件2(県営住宅売間団地16～19号棟屋上防水・外壁改修工事(県営住宅環境改善事業(防災・安全)))</b>	
○辞退者が多いが、その理由について、他工事の発注が多く、技術者不足と推察するとのことであるが、技術提案時点での辞退と開札時の辞退でタイムラグがある。特に開札時の辞退というのはギリギリのタイミングであり、もう少し早く分からないのか。	●本工事については、同ランクの発注工事がたまたま同時期に集中した中、各者ともギリギリまで技術者の確保を試みたが間に合わなかったためではと推察される。
○技術提案書を提出したにもかかわらず辞退している者もある。技術提案書の中身に瑕疵はなかったのか。	●なかった。
<b>案件3((仮称)県立障害福祉施設第1期建設工事(電気設備工事))</b>	
○こちらでも技術者不足の結果、1者入札となったとのことであるが、工事の内容は専門的なものか。	●工事内容は一般的な工事。
○専門性の高い工事ではないとのことだが、2-4者JVを参加資格で求めた結果、参加者が少なかったのか。そもそもJVを求めるべき工事なのか。	●本県の発注基準上、設計金額が一定以上であれば2-4JVでの入札を求めているため。
○本案件は電気設備工事であるが、建物や他の設備と一括で発注した方が効率も良く、金額的にも押さえられるのではないかと。なぜ分離発注するのか。	●県では、中小企業育成への配慮等国の要請を踏まえ、原則として分離発注としている。
<b>案件4(電防施設更新改良工事(中町・富雄外電))</b>	
○施工実績を有する業者が2者しかいなかったとのことであるが、そもそもの想定としては何者くらい応募すると考えていたか。	●事前に確認したところ、部分的な発注であれば他にも対応可能な業者は存在したものの、総合的な技術力、現場経験を求める中では、この2者のみであった。

質 問	回 答
<b>案件5(桜井浄水場排水処理設備修繕工事)</b>	
○参加資格の設定においては、広く他社も応札できるようにしたとのことであるが、結果的には当初の設備を施工した業者が落札している。その理由は？	●自社の設備であり、その内容を熟知していること、また、他社が落札した場合、設備を施工した業者から部品等を購入することとなり、結果的に高額になってしまうため、応札しなかったと考えられる。
○当初設備を施工した業者が落札した理由は理解できるが、このようなケースは随意契約でも良いのではないか。予定価格等を事前公表する中では、自社が落札できると見越して高い金額で応札したのではないか。随契の方が金額も落とせるのではないか。	●県の発注基準に沿い水道局も発注基準を作っているが、その発注基準に基づき、一般競争入札とした。
<b>案件6(重要文化財称念寺本堂 素屋根解体工事)</b>	
○本工事の難易度についてはどうか。	●施工実績において、文化財建造物を覆う素屋根をスライド工法を用いて設置、解体した実績を求めており、この点については専門性が高い。
○参加者が1者のみであるが、当初の想定としては何社程度の参加を見込んでいたか。	●施工実績を有するという点からは4者程度の参加を見込んでいた。
<b>案件7(一般県道今木出口線 排土工事(単独道路災害防除事業))</b>	
質問なし	